

県産材製品利用促進緊急対策事業 Q&A集 20220418時点

番号	内容
1	<p>Q 「信州木材認証製品」とは、どのような木材ですか？</p> <p>長野県内の森林から生産された木材を使用した製材品で、信州木材認証製品センターが実施している「乾燥」「品質」「寸法」などの厳しい基準をクリアした製品です。</p> <p>(1) 長野県内から伐採され、長野県内で製材されたものです。 ただし、合板等の特殊な製品は一部県外の認証工場で生産されています。</p> <p>(2) 乾燥・強度・寸法など、JAS規格相当の基準をクリアした優良材です。</p> <p>A (3) 認証工場以外の製品は、個別に製品検査を行い、基準に合格すれば製品認証が受けられます。ただし、検査・認証の経費が必要です。</p> <p>信州木材認証製品については下記ホームページをご覧ください。 「信州木楽ネット」https://shinshu-kiraku.net/</p>
2	<p>Q なぜ県が「工務店等」を支援するのですか？</p> <p>A 型コロナウイルス感染症に起因し、令和3年3月頃から始まったウッドショックの影響が長引いており、あらゆる木材製品の価格高騰が継続していることに加えて、合板、断熱材などの資材や給湯器などの設備機器の値上げ・品不足が起きたことで、先行きが見えない状態が続いています。</p> <p>こうした中で、県内の工務店等に対して県産材製品の購入経費等を補助することにより、県内工務店等の支援と県産材の需要拡大を促進することを目的としています。</p>
3	<p>Q 住宅兼店舗は対象となりますか？（新築・リフォーム工事）</p> <p>A 店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ床面積の2分の1未満のものは対象となります。</p> <p>ただし、補助対象となる県産材製品を、必ず住宅部分に使うことが必要となります。</p>
4	<p>Q ログハウスは対象となりますか？</p> <p>A 助成の対象となる木材は信州木材認証製品センターが認証した認証製品とします。</p> <p>認証が受けられない場合は、助成の対象外となります。</p>
5	<p>Q 他の補助事業と重複使用は可能ですか？</p> <p>A 助成の対象が以下の事業と重複する場合、県産材製品利用促進緊急対策事業へは申請できません。</p> <p>(1) 地域型住宅グリーン事業（国土交通省） (2) 信州健康エコ住宅助成金・環境配慮型住宅助成金（長野県） (3) その他国や地方公共団体（県・市町村）の補助事業で、県産材製品を使用することが補助要件や基準となっている事業</p>

県産材製品利用促進緊急対策事業 Q&A集 20220418時点

6	<p>Q 事業の完了はどの時点ですか？</p> <p>A 助成の対象となる住宅等において、対象となる県産材製品が納入され、支払い完了した日（県産材県産材製品に係る購入費）とします。</p>
7	<p>Q 同一の工務店等が複数応募することは可能ですか？</p> <p>A 原則として、1者（本店、支店含めて。以下、同様）あたり2棟まで申請可能です。ただし、令和3年度の新築工事实績で、1棟あたりの木材使用量のうち県産材を平均80%以上使用している場合又は、令和3年度県産材製品利用促進緊急対策事業を活用している場合は、1者あたり1棟まで申請が可能です。 なお、予算の状況によっては、制限が変更になることがあります。</p>
8	<p>Q 予算枠の最後に先着順で同一日に提出があった場合の採択方法はどのようにするのですか？</p> <p>A 抽選により決定します。 なお、抽選から外れた方は補欠として登録され他の事業計画が取消となった場合は順次繰り上げて採択します。</p>
9	<p>Q 県産材を使用することの環境的意義とはどのようなものですか？</p> <p>A 森林は光合成により空気中の二酸化炭素を貯蔵する役割を果たしています。 また、住宅に木材として利用された後も炭素を貯蔵し続けるので、木材が貯蔵している炭素に相当する二酸化炭素を空気中から減らすことで地球温暖防止に貢献します。つまり、住宅に木材を使用することは、街の中にもう一つの森林を造成することと同じ効果があります。 さらに、地域の木材を利用することにより運搬等で消費する化石燃料を大幅に削減することができます。</p>
10	<p>Q 県産材を使用した住宅を見学したい場合はどうすればいいのですか？</p> <p>A 信州木材認証製品センターでは、信州木の家住宅見学会を随時開催しています。これは信州木材認証製品センターと長野県林務部がコーディネーターとなって、少人数で行なうオーダーメイドの見学会です。 ・参加者・コーディネーター・お施主さんの最小3名で住宅見学会が可能です。 ・良い点・こだわった点・苦勞した点など、お施主さんと直接おしゃべりするのが、このお茶の間見学会の最大の魅力です。 ・見学会場は県下30ヶ所から選べます。</p>
11	<p>Q 住宅の新築とあわせてペレットストーブを導入すると補助金出ますか？</p> <p>A 県では、市町村を通じてペレットストーブ導入時の10万円の助成を行っています。 補助を実施している市町村やペレットストーブに対するお問い合わせは 県庁信州の木活用課県産材利用推進室「026-235-7266」まで</p>
12	<p>Q この補助金は来年度もありますか？</p> <p>A この県産材製品利用促進緊急対策事業は、令和4年度の国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているため、令和4年度のみ実施されます。（本年度のみ実施）</p>

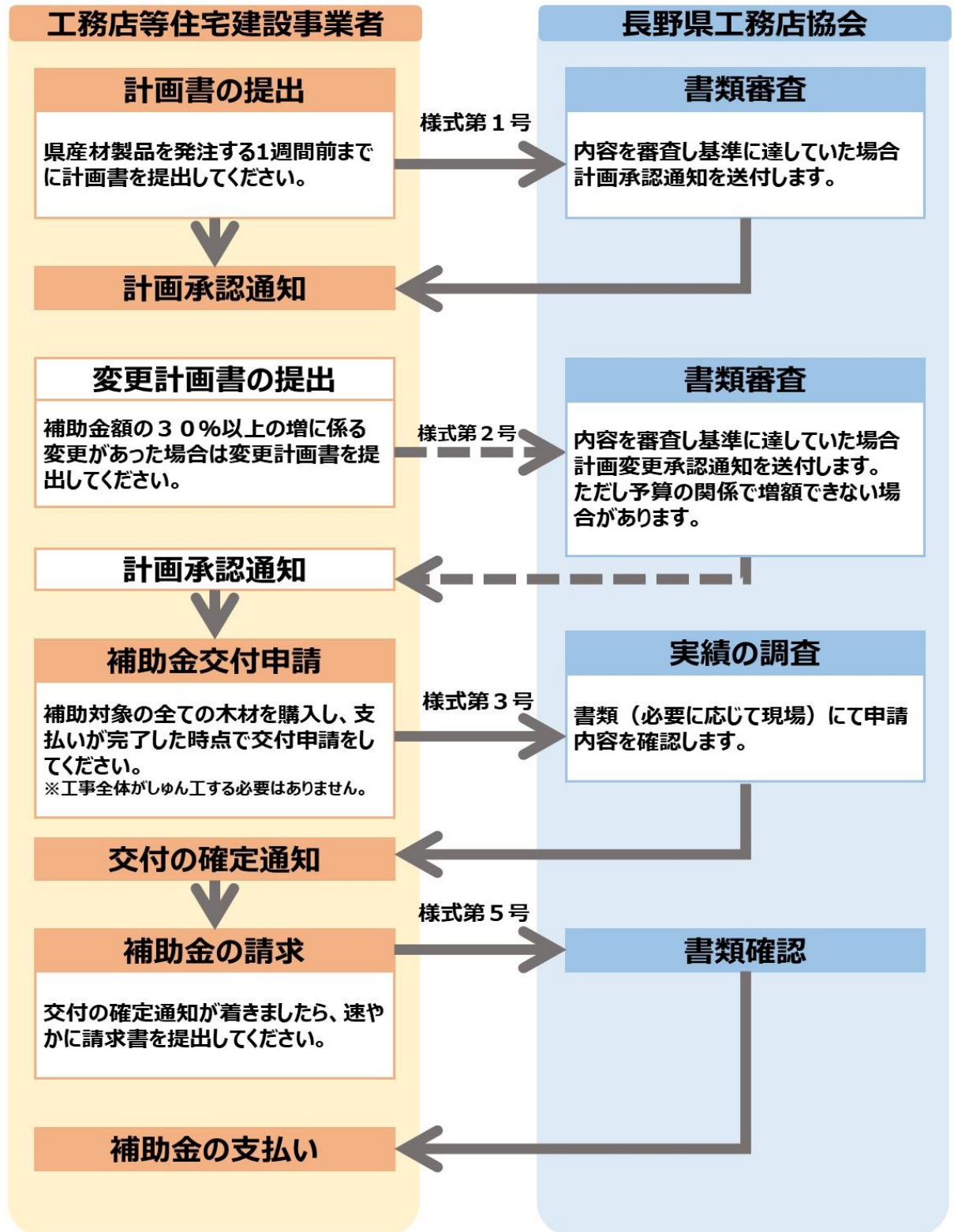
県産材製品利用促進緊急対策事業 Q&A集 20220418時点

13	<p>Q 計画承認後に工事が中止となった場合の手続きはどのようなものですか？</p>
	<p>A 計画が中止または協会が定める完了期限までに完了できない場合は速やかに県産材製品利用促進緊急対策事業計画取消申請書を協会に提出してください。</p>
14	<p>Q 計画承認後に県産材の使用量が増減した場合の手続きはどのようなものですか？</p>
	<p>A 県産材利用量等の変更により補助額が30%以上増額があった場合は速やかに計画変更申請書を協会に提出してください。なお、使用量が増とも予算の関係で増額できない場合がありますので御承知おきください。</p>
15	<p>Q 県産材製品使用状況調査の内容はどういったものですか？</p>
	<p>A <u>事業完了後</u>に県産材製品の使用状況に関する調査に回答を御願います。内容等については、県産材製品を使ったかどうかの簡易な調査です。</p>
16	<p>Q 完了の確認はどのように行うのですか？</p>
	<p>A 原則は、認証製品の出荷証明や支払いに係る書類等による書類確認により実施します。ただし、協会が現地確認が必要と判断した場合は現地調査を行います。</p>
17	<p>Q 建売住宅を購入した場合はどうなりますか？</p>
	<p>A 建売住宅の場合であっても、補助対象となる県産材製品を購入する前（見積依頼する前）であれば、申請可能です。完成している場合や、すでに県産材製品を購入後である場合は、対象となりませんので、御注意ください。</p>
18	<p>Q いつまでに完了すればいいのですか？</p>
	<p>A 令和5年2月15日までに完了してください。なお、完了とは、補助対象となる県産材製品の購入に係る支払いが完了することをいいます。</p>

Q 申請から支払いまでの流れはどうなっていますか？

フロー図を参照してください。

A



県産材製品利用促進緊急対策事業 Q&A集 20220418時点

20	<p>Q 信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業とはどのような事業ですか？</p> <p>A 高い断熱性を有し、県産木材を活用するなどの住宅要件を満たした住宅に対して新築購入の場合、最大150万円/件 リフォームの場合100万円/件を助成するものです。なお、県産材製品利用促進緊急対策事業との重複申請はできません。なお、信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業の助成対象に該当する住宅は申請することができません。</p>
21	<p>Q 古材を使用した、民家再生等は補助の対象になりますか？</p> <p>A 信州木材製品認証ができないため、古材は対象外です。</p>
22	<p>Q 補助金の支払日はいつになりますか？</p> <p>A 補助金交付請求書を提出し、書類確認を終えた時点で、原則として以下のとおりお支払いをいたします。 ・月末締め 翌月15日支払 ※場合によっては、ずれることもあります。</p>
23	<p>Q 信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業等に応募したが、抽選の結果採択されなかった場合、申請（乗換えは）可能ですか？</p> <p>A 信州健康エコ住宅普及促進事業等に応募し、抽選の結果採択されなかった住宅については、補助対象となる県産材製品の購入前であれば、対象となります。</p>
24	<p>Q ウッドデッキや木塀は対象になりますか？</p> <p>A 住宅の新築工事やリフォーム工事と一体的に施工される外構工事に使用される県産材製品は対象となります。 ただし、屋外で県産材製品を使用する場合は、防腐処理を施すなどできるだけ長期間使用できるようにしてください。</p>
25	<p>Q 製材から住宅建築までを自社で行っている場合、県産材製品の購入経費に対する補助の事業実施主体に該当しますか？また提出書類（注文書、納品書等）はどのようにすればよいのでしょうか？</p> <p>A 該当になります。 補助金交付申請時の提出書類については、注文書は、指示書など自社の部門間で県産材製品の量と発注した日付が分かるものの写し、また、納品書は、現場へ納品した日付が分かるものの写し及び信州木材認証製品出荷証明書の写しが必要です。なお、自社の部門間で代金の支払いがない場合は、請求書・領収書の写しの提出は不要とします。</p>
26	<p>Q 施主への説明はなぜ必要なのでしょう？</p> <p>A 施主とのトラブルを防ぐために説明をお願いしています。 ※この補助事業は、県産材製品の価格上昇に対しての支援を行っているものです。そのため、事業実施主体が施主との契約時に、価格上昇分も含めて契約を締結している場合は、トラブルにならないように注意してください。</p>